

「東日本大震災復興特別貸付」のご案内

株式会社日本政策金融公庫(略称「日本公庫」)は、平成23年度第1次補正予算の成立を受け、中小企業の皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を創設しました。

〈東日本大震災復興特別貸付の特徴〉

- 直接被害・間接被害を受けた方のほか、風評被害や原発事故の影響を受けた方も対象です。
- 一定の要件に該当する場合、適用利率が大幅に引下げられます。
- 長期のご返済が可能です。

〈融資制度の概要〉

利用対象者	融資限度額	融資期間(据置期間)	利 率
●直接被害を受けた方 ●原発事故に係る警戒区域等(注1)内に事業所を有する方	【国民生活事業】 6千万円 (各融資制度の限度額に上乗せ)	設備資金●20年以内 (5年以内) 運転資金●15年以内 (5年以内)	①被害証明書等の発行を受けた方 ●基準利率より0.5%引下げ ●融資後3年間について 中小企業事業の場合は1億円、 国民生活事業の場合は3千万円を 上限に基準利率より1.4%引下げ ②上記以外の方 ●基準利率
●間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)	【中小企業事業】 3億円(別枠)	設備資金●15年以内 (3年以内) 運転資金●15年以内 (3年以内)	①被害証明書等の発行を受けた方 ●基準利率より最大0.5%引下げ(注2) ●融資後3年間について3千万円を上限 に基準利率より最大1.4%引下げ ②上記以外の方 ●基準利率
●その他震災の影響により、売上が減少している方など(風評被害による影響を含む)	セーフティネット貸付(経営 環境変化資金)と合わせて 【国民生活事業】 4千8百万円(注3) 【中小企業事業】 7億2千万円	設備資金●15年以内 (3年以内) 運転資金●8年以内 (3年以内)	①特に業況が悪化している方など、 一定の要件に該当する方 ●基準利率(注4)より最大0.5% 引下げ(注2) ②上記以外の方 ●基準利率(注4)

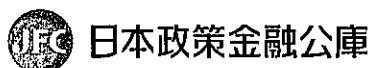
(注1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

(注2) 売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ。

(注3) 生活衛生セーフティネット貸付(運転資金のみ)の融資限度額は5千7百万円です。

(注4) 中小企業事業の場合、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。

ご相談は、日本政策金融公庫の支店(国民生活事業・中小企業事業)またはフリーダイヤルにお問い合わせください。



ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

日本公庫

検索

○お問い合わせ 03-3799-45 呉市本通4丁目9番7-101号

日本政策金融公庫
呉支店 国民生活事業

TEL 0823-24-2600

FAX 0823-21-5462

融資相談に関する
お問い合わせ先

☎0120-154-505

国の教育ローンの ご案内

「国の教育ローン」についても東日本大震災の被害を受けた皆さまを対象とした災害特例措置を実施しています。
 詳しくは教育ローンコールセンター ☎0570-008656へお問い合わせください。